

議案第6号

大阪市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市行政不服審査法施行条例（平成28年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「指定管理者保有個人情報」を「指定管理者等保有個人情報」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、審理手続を審理員が行わない審査請求の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市行政不服審査法施行条例（抄）

（審理手続を審理員が行わない審査請求）

第3条 次に掲げる処分又は不作為に係る審査請求については、法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(1) - (2) 省 略

(3) 大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第24条第1項に規定する開示決定等、同条例第33条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第41条第1項に規定する利用停止決定等若しくは同条例第17条第2項に規定する開示請求、同条例第28条第2項に規定する訂正請求若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求に係る不作為又は同条例第54条第1項に規定する指定管理者保有個人情報の開示、訂正（追加又は削除を含む。）、**指定管理者等保有個人情報**の停止、消去若しくは提供の停止の請求に係る決定若しくは不作為